

越谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進めるという越谷市人権施策推進指針の理念に基づき、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重するためのパートナーシップの宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 次の事由のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいう。
 - ア 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。
 - イ 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップの関係にある者として書類を提出し、誓うことをいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、その一方又は双方の子（養子を含む。以下同じ。）を家族として尊重し、継続的な共同生活を行っている関係をいう。

(宣誓できる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定

していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

2 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定は、パートナーシップの宣誓について準用する。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、揃って市職員の面前において次に掲げる書類に、それぞれ自ら記入し、市長に提出するものとする。

(1) パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）

2 宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書又は確認書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓書及び確認書には、次に掲げる書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたものその他市長が適当と認める書類の提示を求めることができる。

5 第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出しようとする場合におい

て、市長が特別な理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を併記することができる。

（証明書等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした双方の者が第3条第1項第1号、第2号ア及び第3号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、宣誓をした双方又は一方の者が第3条第1項第2号イ又はウに該当する場合は、パートナーシップ宣誓受付票（第5号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により受付票の交付を受けた双方の者（以下「被受付者」という。）が第3条第1項第2号アに該当することとなり、かつ、第8条第1項に規定する届出があったときは、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を双方に交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（ファミリーシップの関係にある子の氏名の記載）

第6条 宣誓をした者又は宣誓をしようとする者で、ファミリーシップの関係にある子の氏名を証明カードに記載することを希望するものは、揃って市職員の面前において、ファミリーシップ記載届出書（第6号様式。以下「届出書」という。）に、それぞれ自ら記入し、当該子に係る戸籍抄本を添付の上、市長に提出するものとする。

2 前項の規定により届出書を提出するに当たっては、ファミリーシップの関係にある子に対し、証明カードへの記載について、当該子の年齢、

発達段階等に合わせた説明を行うとともに、当該子の意思を十分に尊重するものとする。

3 第4条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による届出書の提出について準用する。

4 市長は、第1項の規定により届出書が提出された場合は、その内容を確認し、ファミリーシップの関係にあると認めるときは、当該子の氏名を証明カードに記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 第5条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(第7号様式。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項等の変更)

第8条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項又は証明カードに記載された事項に変更があった場合(第10条各号に掲げる場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項等変更届(第8号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、証明カードにおけるファミリーシップの関係にある子の氏名の記載を取りやめるときは、宣誓者双方の署名により届け出なければならない。

(子の氏名の記載の取りやめに係る申立て)

第9条 証明カードに氏名の記載をされている子は、パートナーシップ宣誓証明カードに関する申立書(第9号様式。以下「申立書」という。)を市長に提出することにより、当該記載を取りやめるよう申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該証明カードと引換えに新たな証明カードを交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申立書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、旅券、学生証その他市長が適当と認める書類の提示を求めることができる。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(第10号様式)に、証明書等を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出したとき。
- (4) 第3条第1項第2号アに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(証明書等の無効)

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法等により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓者の証明書等を無効とする。

- 2 市長は、前項の規定により証明書等を無効とした場合は、宣誓者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(他の市区町村との連携)

第12条 市長は、宣誓者がパートナーシップ宣誓に関する制度の連携に関する協定を締結している他の市区町村(以下「協定市区町村」という。)に転出する場合において、パートナーシップ宣誓等継続届(第11号様式)を提出したときは、転出後も引き続きパートナーシップの宣誓をした者とみなすことができるよう協定市区町村との連携を図るものとする。

- 2 協定市区町村から本市に転入した者であって、協定市区町村において

パートナーシップの宣誓に関する制度の継続の手続きをしたものは、本市においてパートナーシップの宣誓をしたものとみなすことができる。

(周知啓発)

第13条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。